

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月13日
【会社名】	日本カーバイド工業株式会社
【英訳名】	NIPPON CARBIDE INDUSTRIES CO., INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松尾 時雄
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番2号
【縦覧に供する場所】	日本カーバイド工業株式会社 大阪支店 (大阪府中央区淡路町二丁目5番9号)  株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年6月29日に提出いたしました第117期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

- 2 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項
- 3 評価結果に関する事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

（訂正前）

<前略>

全社的な内部統制、決算・財務報告プロセスのうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるもの及びIT全般統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しており、その評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社5社及び持分法適用会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少と判断し、評価範囲に含めておりません。

<後略>

（訂正後）

<前略>

全社的な内部統制、決算・財務報告プロセスのうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるもの及びIT全般統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しており、その評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社6社及び持分法適用会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少と判断し、評価範囲に含めておりません。

<後略>

### 3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当連結会計年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当該連結会計年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

## 記

当社は、平成28年8月22日、当社の連結子会社であるダイヤモンドエンジニアリング株式会社（以下、「ダイヤモンド社」）代表取締役社長から、同社の前代表取締役会長（元社長）より、「ダイヤモンド社において原価付替による原価繰延行為を行っていた」との告知を受けた旨、報告を受けました。当社は、直ちに事実確認調査を実施し、その結果、ダイヤモンド社において原価付替行為が行われていた事実が判明いたしました。

そこで、当社は、さらに専門的及び客観的な見地から事実関係等の調査分析を行う必要があると判断し、平成28年10月19日に開催された当社取締役会において、当社社長を委員長とし、外部の専門家を調査委員及び補助者とする特別調査委員会の設置を決議し、調査を実施いたしました。

調査の結果、ダイヤモンド社では、従前から粗利率を平準化すべく案件間の原価付替えが行われていた状況下、ある受注案件の外注先の債務不履行による想定外の原価について当該案件の赤字計上を糊塗する画策を契機に、従来にない多額の原価付替が平成25年8月頃から実行され、多額の原価が年度を超えて付替えられていたことが明らかとなりました。また、同種事項の調査においても、研究開発費として処理されるべき費用の資産計上や在庫数量の水増し

などの不適切行為が発見されました。明らかとなったこれらの不適切行為は、いずれもダイヤモンド社の決算数値と予算との間にかい離を生じさせないことを目的としたものであり、ダイヤモンド社の前代表取締役会長の了解のもとに行われていました。

本件に対する当社の対応として、平成23年3月期以降の決算を訂正し、平成23年3月期から平成28年3月期までの有価証券報告書並びに平成24年3月期第1四半期から平成29年3月期第1四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

明らかとなったこれらの不適切行為は、ダイヤモンド社の前代表取締役会長の指揮下で行われたものと評せざるを得ないものであり、いわば前会長により財務会計処理に係る内部統制が無効化された状況にありました。さらにその背景には、ダイヤモンド社の組織、体制のあり方及び経営陣から従業員全員に至るまでのコンプライアンス意識や当社の親会社としての現状認識、管理・監督のあり方にも検討すべき問題があったと認識しております。当社は、当該内部統制の不備が、結果として財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記事実は当該連結会計年度末日後に発覚したため、当該内部統制の不備を当該連結会計年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、以下の再発防止策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

1. コンプライアンス教育の充実・強化
2. ダイヤモンド社の組織、体制の見直し
3. 当社によるダイヤモンド社に対する業務監査体制の見直し・強化
4. ダイヤモンド社の企業風土の抜本的改革